

公益社団法人 東京慈恵会定款

# 公益社団法人東京慈恵会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人東京慈恵会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、医学を振興し、医療を助成し、看護師の養成を行いもって、医事・医療・看護衛生に関する教育に寄与貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 看護師養成事業
  - (2) 医学研究事業
  - (3) その他本会の目的達成に必要な事項
2. 前項の事業は、東京都において行うものとする。

## 第3章 会員

(会員の種別)

第5条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の事業に賛同する女性。
  - (2) 賛助会員 本会の事業に賛同する男性及び法人。
  - (3) 終身会員 正会員又は賛助会員中から理事会の決議を経て推選する。
  - (4) 名誉会員 皇族中から理事会の決議を経て推挙する。
2. 前項の会員のうち正会員、賛助会員及び終身会員（以下「正会員等」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員又は賛助会員として本会に入会しようとする者は会長に入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 正会員及び賛助会員は会費を納めなければならない。

2. 会費の額は総会の決議を経て別にこれを定める。

(任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員等が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員及び退会した会員が既に納入した会費その他抛出金品は返還しない。

## **第4章 総会**

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員等をもって構成する。

2. 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 14 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総正会員等の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員等は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。会長は、その請求のあった日から、6 週間以内に総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 10 日前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員等が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。

4. 総会に出席しない正会員等が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 41 条第 1 項に規定する次の書類を添付しなければならない。

- (1) 総会参考書類
- (2) 議決権行使書面

（議長）

第 16 条 総会の議長は、当該総会において正会員等の中から選任する。

（議決権）

第 17 条 総会における議決権は、正会員等 1 名につき 1 個とする。

（決議）

第 18 条 総会の決議は、総正会員等の議決権の過半数を有する正会員等が出席し、出席した当該正会員等の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは議長がこれを決する。この場合において、議長は正会員等として決議に加わる権利を有しない。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員等の半数以上であって、総正会

員等の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (議決権の代理行使)

第19条 総会に出席できない正会員等は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。

#### (書面による議決権行使)

第20条 総会に出席しない正会員等が書面で議決権を行使することができることとするときは、総会に出席できない正会員等は、第15条第4項に規定する議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第18条の議決権の数に算入する。

#### (決議の省略)

第21条 理事又は正会員等が総会の目的である事項につき提案した場合において、正会員等の全員が提案された議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する総会の決議があったものとみなす。

#### (報告の省略)

第22条 理事が正会員等の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員等の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

#### (議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した正会員等又は理事の中からその総会において選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員等

(役員を設置)

第24条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上11名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
2. 理事のうち1名を会長、1名を常務理事とする。
3. 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は評議員会に諮り、総会の決議によって会員の中から選任する。

2. 会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3. 会長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4. 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第 29 条 理事及び監事に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の決議によって解任することができる。

#### (役員報酬等)

第 30 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2. 役員には、費用を弁償することができる。

#### (責任免除)

第 31 条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項に規定する役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

#### (名誉総裁、総裁)

第 32 条 本会に名誉総裁を置く。

2. 本会に名誉職として総裁を置くことができる。

3. 名誉総裁、総裁は総会の決議を経て名誉会員の中からこれを推戴する。

#### (顧問)

第 33 条 本会に、顧問を置くことができる。

2. 顧問は総会の決議を経て推選する。

3. 顧問は枢要の会務につき会長の諮問に答える。

## 第 6 章 理事会

#### (構成)

第 34 条 本会に理事会を置く。

2. 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長以外の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から 2 週間以内に理事会を招集しなければならない。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 10 日前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、常務理事が代行する。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 39 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 40 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第 26 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 評議員

(評議員の定数)

第42条 本会に評議員8名以上15名以内を置く。

(評議員の選任)

第43条 評議員は総会において会員の中から選任する。

(評議員の任期)

第44条 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3. 評議員は、第42条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の職務)

第45条 評議員は評議員会を組織する。

2. 評議員は定款に定めた事項、会長の提案した事項につき評議し、若しくは諮問に応ずる。

## 第8章 評議員会

(構成)

第46条 本会に、評議員会を置く。

2. 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第47条 評議員会は、この定款に定めるもののほか、会長が諮問した事項を審議する。

(開催)

第48条 評議員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第49条 評議員会は、会長が招集する。

2. 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の10日前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 50 条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から選任する。

(決議)

第 51 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(会議における書面表決等)

第 52 条 やむを得ない理由のため評議員会に出席できない評議員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 53 条 評議員会の議事については、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した評議員の中からその評議員会において選出された議事録署名人 2 名以上が、前項の議事録に記名押印する。

## 第 9 章 資産及び会計

(財産の構成)

第 54 条 本会の財産は下記のとおりとする。

1. 財産目録に記載された財産
2. 事業年度内における次に掲げる収入
  - (1) 恩賜金
  - (2) 会費
  - (3) 寄附金品
  - (4) 事業に伴う収入
  - (5) 財産から生ずる収入
  - (6) その他の収入

(基本財産)

第 55 条 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益社団法人への移行登記の日の前日の財産目録のうち、基本財産の区分に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

2. 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(財産の管理)

第 56 条 本会の財産は会長がこれを管理し、その方法は理事会の決議を経て会長が別に定める。

(事業年度)

第 57 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 58 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、評議員会に諮り、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 59 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、評議員会に諮り、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3. 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 60 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 61 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 62 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 63 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 64 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 65 条

## 第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 65 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

## **第 12 章 事務局及び職員**

(事務局の設置等)

第 66 条 本会に事務を処理するため、事務局を設け事務局長 1 名、事務員若干名を置く。

(職員の任免)

第 67 条 職員の任免は理事会の決議を経て会長がこれを行う。

2. 職員に関する規定は理事会の決議を経て別にこれを定める。

## **第 13 章 雑則**

(委任)

第 68 条 この定款の施行について必要な事項は理事会の決議を経て別に定める。

## **附則**

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. 本会の最初の会長は徳川恒孝、常務理事は小森亮とする。

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 57 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始の日とする。